

# 小規模な飲食店に関わる

# 消防法令が 改正されました



## 法改正に至った経緯

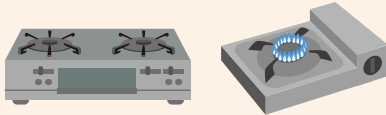
2016年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災を受け、**消火器**を設置しなければならない**飲食店の範囲が拡大**されました。



## 消火器の設置が必要な飲食店とは？

スタート

ガスコンロやカセットコンロなど、調理用の火気使用設備・器具がある（IH調理器は除きます）



いいえ

はい

延べ面積が150㎡以上ある

いいえ

いいえ

無窓階<sup>※2</sup>の床面積が50㎡以上ある

※2 詳しくは最寄りの消防署へ

はい

はい

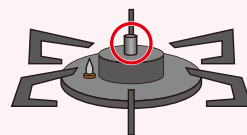
いいえ

法令上の設置義務はありませんが、消火器を設置することをおすすめします

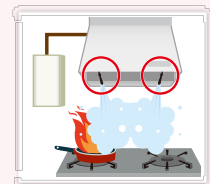


次のいずれかにあてはまる<sup>※1</sup>

- 調理器に調理油過熱防止装置が付いていない
- 厨房に自動消火装置が設置されていない
- カセットボンベ内の圧力上昇を感知し、カセットコンロ本体へのガス供給を停止する安全装置がない



調理油過熱防止装置の例



自動消火装置の例

※1



これまでどおり消火器の設置が必要です



はい

今回の法改正により2019年9月30日までに消火器の設置が必要です

設置義務のある消火器は定期点検が必要です（詳しくは裏面へ）



# 設置された消火器は 定期点検及び報告が必要です



- 防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、報告することが義務づけられています。
- 飲食店の場合は、半年ごとに点検を実施し、1年に1回管轄の消防署へ報告しなければなりません。

報告書の様式はこちらから

消防設備安全センター 点検報告

検索

また、総務省消防庁から消火器点検アプリが提供されています（無料）。  
簡単に点検・報告ができます。



製造年からの経過年数によって有資格者が行う内部点検が必要になります。

総務省消防庁消火器アプリページより

設置された  
消火器の種類



蓄圧式

5年経過



加圧式

3年経過



専門業者または有資格者の  
点検が必要です。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

金沢市消防局予防課 TEL.076-280-2065

金沢市中央消防署 TEL.076-280-5041

金沢市駅西消防署 TEL.076-280-6094

金沢市金石消防署 TEL.076-280-7037